



平成 18 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社モスフードサービス
代表者名 取締役社長 櫻田 厚
(コード番号 8153 東証第 1 部)
問 合 せ 先 取締役上級執行役員 石川 芳 治
(TEL. 03-3266-8728)

取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役のストックオプション報酬額及びその内容を決定することの承認を求める議案を平成 18 年 6 月 28 日開催予定の当社第 34 回定時株主総会に下記の通り付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 付議の理由

当社は、取締役について、今期より、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、従来の金銭による報酬の額の 20% に相当する額を減額することに代えて、当該額を上限として、ストックオプションとして新株予約権を割り当てることといたしました。

会社法施行後は取締役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権が取締役の報酬等の一部であると位置づけられたこと及び、平成 17 年 12 月 27 日に企業会計基準委員会から公表された企業会計基準第 8 号「ストック・オプション等に関する会計基準」により会計上の費用化が実施されたことに伴い、取締役の報酬等の額の改定及び報酬等の内容決定につきご承認をお願いするものであります。

II. 付議の内容

1. 当社の取締役の報酬等の額は平成 17 年 6 月 28 日開催の第 33 回定時株主総会において、年額 3 億円以内とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、これを金銭による報酬等の額として年額 2 億 40 百万円とする旨、及び上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、当社取締役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額として年額 60 百万円を上限として設ける旨をご承認いただきたく存じます。

なお、この変更によっても、金銭及びストックオプションの報酬等の総額としては従来通り年額 3 億円以内となります。

なお、この報酬等の額には、従来どおり使用人兼務役員の使用人分給与を含まないものといたします。

現在の取締役は 6 名ですが、平成 18 年 6 月 28 日開催予定の第 34 回定時株主総会において議案のご承認を賜りますと、7 名となります。

2. 当社取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権の内容。

(1) 新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数

新株予約権の総数 1,800個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。

新株予約権の目的である株式の種類及び数 普通株式180,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)又は割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券又は転換できる証券の転換及び当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)又は他の種類株式の普通株主への無償割当て若しくは他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

割当日から2年を経過した日より3年以内とする。

(4) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(ご参考)

当社の執行役員及び従業員に対して、別途ストックオプションとしての新株予約権を割り当てることを当社取締役会にて決議することがあります。

以上